



トピックス	TOP	MPD
S・A	5~9	5~9
論文	2・3	2

地方公務員の義務、分限・懲戒

地方公務員の義務の種類

すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない(地公法30条)。

地方公務員の義務の種類

・宣誓義務(地公法31条)

職務上の義務

- ・職務に専念する義務(地公法35条)
- ・法令等及び上司の職務上の命令に従う義務(地公法32条)

身分上の義務

- ・信用失墜行為の禁止(地公法33条)
- ・秘密を守る義務(地公法34条)→**刑事罰有り**
- ・政治的行為の制限(地公法36条)
- ・労働基本権の制限(地公法37条)→**刑事罰有り**
- ・営利企業等の従事制限(地公法38条)

→懲戒事由になり得る



宣誓義務

職員は、条例の定めるところにより、**サービスの宣誓をしなければならない**(地公法31条)。



警察職員については、「日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党かつ公平中正にその職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行うものとする」と定められているよ。

服務上の義務

① 職務に専念する義務

職員は、法律又は条例に定める場合を除いては、その**勤務時間及び職務上の注意力の全て**をその職務遂行のために用い、所属する地方公共団体がなすべき責任を有する職務にのみ従事しなければならない(地公法35条)。

② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務

職員は、職務を執行するに当たって、「**法令等**」に従い、かつ、「**上司の職務上の命令**」に従わなければならない(地公法32条)。行政機関の一体性、行政責任の明確性及び公務の能率性・迅速性を確保するため、職員は、職務命令に違法があっても拒むことはできない。拒否できるのは、職務命令に**明白かつ重大な違法**があるという例外的な場合に限られる。

上司に再考を促すため、意見具申することは当然にできます。



身分上の義務

① 信用失墜行為の禁止

職員は、その**職の信用**を傷つけ、又は**職員の職全体の不名誉となるような行為**をしてはならない(地公法33条)。この義務は、公私両面にわたって課される。

② 秘密を守る義務

職員は、**職務上知り得た秘密**を漏らしてはならない。退職後も同様である(地公法34条1項)。

知っ得メモ

守秘義務

- 「秘密」とは、公に知られていない事実で、それを公開することが、行政に支障をもたらす、又は国民の利益を害するおそれのあるものをいう(最決昭52.12.19参照)。
- 証人として、職務上の秘密に係る事項を証言するには、地方公務員の場合は任命権者(退職者は、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)の許可が必要である(地公法34条2項、刑訴法144条)。任命権者は、法律の定める場合以外は許可を拒むことができない。



マンガでTRY 法学論文 刑法

TOPの論文 4、TOP・MPDの論文 3 とリンク！



公務執行妨害罪の成否

A警部補とB巡査長は、パトカーに乗車して機動警ら中、一時不停止違反の車両を認めて車両を路肩に停止させ、運転者甲に対して交通違反の切符を作成していた。同違反車両に同乗していた乙は、甲の違反をもみ消すため切符作成を妨げようと企て、A警部補らが乗車しているパトカーに向かって石を投げ付け、パトカーの左側後部ドアに凹損を生じさせた。



問 この場合における乙の刑責について述べなさい。



解答・解説は次ページで ➡